

## 第二創業貸付のご案内

### 中小企業者の新分野進出を支援します

#### 1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者及び組合等

(1) 次のアからウのいずれかに該当し、かつ、次のエに該当する方

ア 県内で1年以上同一事業を営む方

イ 県外も含め1年以上同一事業歴があり、県内でその事業を営む方

ウ 県外も含め1年以上同一事業歴があり、県内でその事業を営もうとする方

エ 事業計画を作成し、現在の事業と日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出しようとする方で、新分野進出後も、継続する現在の事業の売上高が総売上高の概ね50%以上ある方

(2) 次のア及びイのいずれにも該当する方

ア 県内で3年以上同一事業を営む方

イ 事業計画を作成し、現在の事業と日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出しようとする方

#### 2 融資条件

融 資 限 度 額	1億円
融 資 利 率	年1.10% (固定利率)
融 資 期 間	10年以内 (うち据置2年以内)
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
担 保 ・ 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信 用 保 証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置(基準料率から2割軽減)を受けることができます。

#### 3 申 込 先

申込みは県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

#### 4 問 い 合 わ せ 先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

#### 5 そ の 他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。  
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。